

町内の中小企業・小規模事業者・個人事業主の
新商品開発を応援します！

津南町 特産品・名産品 開発支援補助金

申請
期間 2025年
12月26日（金）まで（応相談）

※年度内に補助事業の完了と実績報告が必要です。

町を代表する加工品の開発や、ブランディング「ゆきみずだいちつなんまち」の
推進に寄与する特産品・名産品の開発にかかる経費を補助することで、町内事業者
が積極的に商品開発に取り組みやすい体系をつくり、事業者の事業拡大や経営継続
を目指します。

補助金上限

25 万円

補助対象経費の
2分の1



津南町観光地域づくり課

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

申込方法

町ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項
を記載の上、観光地域づくり課へご提出ください。

TEL: 025-765-5454

FAX: 025-765-4625



補助対象者 ※下記の要件をすべて満たすこと

- ①中小企業者又は個人事業主
- ②自らが事業の実施主体である者
- ③町内に事業所を設置（設置予定も含む。）し、補助金額の確定後3年を超えて継続した事業活動を行うことができる者であること。
- ④町税の滞納がない者
- ⑤暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ⑥特産品・名産品を津南町のふるさと納税の返礼品に登録する者。
ただし、特産品・名産品が津南町のふるさと納税の返礼品として登録できない場合はこの限りでない。

補助要件 ※下記の要件をすべて満たすこと

補助対象者が行う特産品・名産品の開発等に係る事業であって、**以下の要件をすべて満たす**ものとする。

- ①補助事業の完了時に商品が完成していること。
- ②津南町の地域資源を活用し、津南町をPRできる商品や製品の開発、販売を行うこと。
- ③町が主催又は参加する物産展や観光PRの場、周知活動（町ホームページやSNS等）について、商品や情報の提供及び協力を努めること。
- ④町のブランディングキャッチコピー「ゆきみずだいちつなんまち」ロゴをパッケージや周知の際に活用すること。
- ⑤飲食業における商品開発の場合、津南産の材料を活用し、メニュー表などでPRすること。

補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を含まない金額で算出すること

- ① 専門家の招致又は委託に係る経費
- ② 広告宣伝費
- ③ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費